

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 拡充 延長 その他 ）

No	1	府省庁名	金融庁
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	外国子会社合算税制（CFC 税制）の抜本的見直し		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） CFC 税制は、軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度である。 CFC 税制では、企業等の正常な海外投資活動を阻害しないよう、軽課税国の定義（トリガー税率）や、一定の事業実体を有する外国子会社等についての適用除外規定がおかれている。</p> <p>・ 特例措置の内容 CFC 税制の見直しに際しては、我が国の適正な課税権の確保を目的とする一方で、租税回避目的がない事業（外国で価値創造を行っている金融・保険業、航空機リース業など）が合算対象とならないよう、ビジネスの実態に配慮すること。</p>		
関係条文	法人税法 22 条、租税特別措置法 66 条の 6、所得税法 35 条、租税特別措置法 40 条の 4		
減収見込額	[初年度] (-)	[平年度] (-)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在の CFC 税制は、租税回避目的が無く、事業実体を有する外国子会社の所得についても合算対象となるおそれがあるなど、経済活動のグローバルな進展に対応できていない状況が生じているとの指摘がある。 例えば、航空機リースを営む外国子会社については、経済実体がある場合であっても、適用除外基準を満たすことができず、一律に合算対象となる。このような我が国の CFC 税制は、本邦金融機関に不利な競争を強いることになりかねない。</p> <p>OECD では、経済のグローバル化に対応した新たな国際課税制度を構築するため、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを推進し、参加国に対し CFC 税制の見直しを勧告している。わが国も、BEPS プロジェクトの勧告を踏まえ、CFC 税制を改正することが求められており、平成 28 年度の与党税制大綱においても検討事項とされた。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IV—3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	政策の達成目標	我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	外国に子会社を有する企業への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	CFC 税制の見直しを行うことにより、国内の金融機関が他国の金融機関と同じ条件で競争することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	現行税制について、ビジネスの実態に沿ったものとするよう見直しを求めるものであり、予算その他の措置によって実現することはできない。
	ページ	1 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度税制改正においても、抜本的改正を要望。
ページ	1 — 3